# 農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令 （平成十六年内閣府・農林水産省令第七号）

## 第一章　総則

#### 第一条（定義）

この命令において、「金融機関等」、「農業協同組合連合会」、「漁業協同組合連合会」、「水産加工業協同組合連合会」、「優先出資」、「株式等の引受け等」、「金融組織再編成」、「経営強化計画」、「基準適合金融機関等」、「協定銀行」、「対象金融機関等」、「合併等」、「承継金融機関等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「対象組織再編成金融機関等」、「承継組織再編成金融機関等」、「優先出資の引受け等」、「協同組織金融機能強化方針」、「特定支援」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで若しくは第六項、第四条第一項、第五条第一項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第三項、第二十四条第一項若しくは第二項、第三十四条の二、第三十四条の三第一項若しくは第三項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、優先出資、株式等の引受け等、金融組織再編成、経営強化計画、基準適合金融機関等、協定銀行、対象金融機関等、合併等、承継金融機関等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、対象組織再編成金融機関等、承継組織再編成金融機関等、優先出資の引受け等、協同組織金融機能強化方針、特定支援又は協定をいう。

##### ２

この命令において、「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。

###### 一

農林中央金庫

###### 二

農業協同組合連合会

###### 三

漁業協同組合連合会

###### 四

水産加工業協同組合連合会

#### 第二条（経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）

法第二条第六項第八号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式の交付により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区別に応じ当該各号に定める場合とする。

###### 一

農林中央金庫

###### 二

農業協同組合連合会

###### 三

漁業協同組合連合会

###### 四

水産加工業協同組合連合会

## 第二章　農水産業協同組合に対する資本の増強に関する特別措置

#### 第三条（経営強化計画の提出）

法第四条第一項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第一号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

法第三条第一項の申込みの理由書

###### 二

提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等（貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）をいう。以下同じ。）、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書又は損失金処理計算書（以下「剰余金処分計算書等」という。）、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

###### 三

代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

###### 四

第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあっては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

###### 五

役員の履歴書（新たに役員が就任する場合にあっては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあってはその旨を記載した書面を含む。以下同じ。）、部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 六

削除

###### 七

削除

###### 八

削除

###### 九

削除

###### 十

法第三条第一項の申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

###### 十一

法第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（当該優先出資について分割された優先出資を含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該優先出資及び当該貸付債権に係る借入金につき剰余金をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策を記載した書面その他の同項第十号に掲げる要件に該当することを証する書類

###### 十二

その他法第五条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

##### ２

前項第五号に規定する員外監事とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

###### 一

農林中央金庫の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

###### 二

農業協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

###### 三

漁業協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

###### 四

水産加工業協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

#### 第四条（法第四条第一項第二号の経営の改善の目標）

法第四条第一項第二号に規定する主務省令で定める経営の改善の目標は、コア業務純益（別紙様式第一号（記載上の注意）に規定するコア業務純益をいう。以下同じ。）又はコア業務純益ＲＯＡ（同様式（記載上の注意）に規定するコア業務純益ＲＯＡをいう。以下同じ。）及び業務粗利益経費率（同様式（記載上の注意）に規定する業務粗利益経費率をいう。以下同じ。）を指標とする収益性の確保及び業務の効率化とする。

#### 第五条（法第四条第一項第四号の責任ある経営体制の確立に関する事項）

法第四条第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

###### 一

業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

###### 一の二

リスク管理（不良債権の適切な管理を含む。）の体制の強化のための方策

###### 二

法令遵守の体制の強化のための方策

###### 三

経営に対する評価の客観性の確保のための方策

###### 四

情報開示の充実のための方策

###### 五

基準適合金融機関等でないときは、従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策（当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。）

#### 第六条

削除

#### 第七条

削除

#### 第八条

削除

#### 第九条（法第四条第一項第七号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

法第四条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

###### 一

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

###### 二

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

###### 三

その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

#### 第十条（法第五条第一項第一号の経営の改善の目標に関する基準）

法第五条第一項第一号に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ＲＯＡが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

#### 第十一条（健全な自己資本の状況にある旨の区分）

法第五条第一項第六号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる農水産業協同組合の種類に応じ、当該各号に定める区分をいう。

###### 一

農林中央金庫

###### 二

農林中央金庫以外の農水産業協同組合（農業協同組合法第五十四条の二第二項又は水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは第百条第三項において準用する同法第五十八条の二第二項に規定する子会社等を有するものに限る。）

###### 三

前二号に掲げる農水産業協同組合以外の農水産業協同組合

##### ２

前項各号に規定する「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第三項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十三号）第一条第三項又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十五号）第三条第三項に規定する単体自己資本比率をいい、前項第一号イからハまでに規定する「単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率、単体Ｔｉｅｒ１比率及び単体総自己資本比率をいう。

##### ３

第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第九項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連結自己資本比率をいい、第一項第一号イからハまでに規定する「連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第九項に規定する連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率、連結Ｔｉｅｒ１比率及び連結総自己資本比率をいう。

#### 第十二条（法第六条の規定による経営強化計画の公表）

金融庁長官及び農林水産大臣は、内閣総理大臣及び農林水産大臣が法第五条第一項の規定による決定をしたときは、法第六条の規定により、当該決定の日付、当該決定に係る経営強化計画を提出した農水産業協同組合の名称、当該経営強化計画の内容並びに当該経営強化計画に添付された第三条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を公表するものとする。

#### 第十二条の二（優先出資に係る資本準備金等の額の減少等の認可の申請）

優先出資発行対象金融機関等（法第八条の二に規定する優先出資発行対象金融機関等をいい、農水産業協同組合に限る。）は、同条（法第十七条第八項及び第三十四条の六第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による資本準備金又は法定準備金（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第八項に規定する法定準備金をいう。以下この条において同じ。）の額の減少及び剰余金の額の増加の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

減少する資本準備金又は法定準備金の額及び消却後の優先出資の口数を記載した書面

###### 三

最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

###### 四

その他法第八条の二の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第十三条（法第九条第一項等の規定による経営強化計画の変更）

法第九条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

###### 一

提出者である農水産業協同組合の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の役職若しくは氏名の変更

###### 二

記載されている指標の数値の見込みから実績への変更及びこれに伴う変更（法第四条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の数値の変更にあっては、当該目標自体の変更を伴うもの及び当該数値の三十パーセント以上の変更を伴うものを除く。）

###### 三

その他趣旨の変更を伴わない変更

##### ２

法第九条第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

経営強化計画の変更の理由書

###### 二

法第四条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、第三条第一項第二号から第四号までに掲げる書類

###### 三

法第四条第一項第三号、第四号若しくは第七号又は令第四条各号に掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 四

その他法第九条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

##### ３

法第九条第一項の規定により提出する変更後の経営強化計画の実施期間の終了の日は、変更前の経営強化計画の実施期間の終了の日とする。

#### 第十四条（法第九条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準）

法第九条第二項第一号（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ＲＯＡが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

#### 第十五条（法第九条第三項等において準用する法第六条の規定による変更後の経営強化計画の公表）

金融庁長官及び農林水産大臣は、法第九条第一項の規定による承認をしたときは、同条第三項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の経営強化計画を提出した農水産業協同組合の名称、当該変更後の経営強化計画の内容及び当該変更後の経営強化計画に添付された第十三条第二項第一号に掲げる書類（法第四条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあっては、第三条第一項第二号に掲げる書類を含む。）を公表するものとする。

#### 第十六条（法第十条第一項等の規定による経営強化計画の履行状況の報告）

法第十条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による経営強化計画の履行状況の報告は、報告基準日における当該経営強化計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画に記載した各種の指標の動向（法第四条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末日における動向を除く。）について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。

##### ２

金融庁長官及び農林水産大臣は、法第十条第一項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けたときは、同条第三項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った農水産業協同組合の名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

#### 第十七条（法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

法第十二条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び第十九条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画（法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該農水産業協同組合が当該実施期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

第三条第一項第二号から第四号までに掲げる書類

###### 二

役員の履歴書その他の法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに次項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

その他法第十二条第一項の規定による承認に係る審査のため参考となるべき書類

##### ２

法第十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

令第四条各号に掲げる事項

###### 二

協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を提出する農水産業協同組合を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

#### 第十八条（法第十二条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準）

法第十二条第二項第一号（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ＲＯＡが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

#### 第十九条（法第十二条第五項等において準用する法第六条の規定による経営強化計画の公表）

金融庁長官及び農林水産大臣は、法第十二条第一項の規定による承認をしたときは、同条第五項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る経営強化計画を提出した農水産業協同組合の名称、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第三条第一項第二号に掲げる書類を公表するものとする。

#### 第二十条（法第十四条第一項の規定による合併等の認可）

法第十四条第一項の規定による合併等の認可を受けようとする対象金融機関等（農水産業協同組合に限る。以下この条において同じ。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書類

###### 三

最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

###### 四

農業協同組合法、水産業協同組合法又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の規定による認可を必要とする合併等であるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書類

###### 五

法第十四条第二項第一号に掲げる要件に該当することを証する書面

###### 六

合併等に伴う経営強化計画の変更が見込まれる場合における当該変更の概要を記載した書面、合併等に係る承継金融機関等がある場合における当該承継金融機関等が法第十四条第三項の規定により提出することが見込まれる経営強化計画の概要を記載した書面その他の同条第二項第二号に掲げる要件に該当することを証する書面

###### 七

合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等（当該対象金融機関等を発行者とするものに限る。）及び合併等の後において協定銀行が保有する取得貸付債権（当該対象金融機関等を債務者とするものに限る。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該取得株式等及び当該取得貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき剰余金をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策（合併等に係る承継金融機関等がある場合にあっては、法第十四条第一項の規定による認可を受けた場合における次条第一項第三号に規定する事項の概要）を記載した書面その他の法第十四条第二項第四号に掲げる要件に該当することを証する書面

###### 八

その他法第十四条第一項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第二十一条（法第十四条第三項の規定による経営強化計画の提出）

法第十四条第三項の規定により経営強化計画を提出する承継金融機関等（農水産業協同組合に限る。以下同じ。）は、同条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

第三条第一項第二号に掲げる書類（当該承継金融機関等が合併等により新たに設立された農水産業協同組合である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

###### 二

役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該承継金融機関等が合併等により新たに設立される農水産業協同組合である場合にあっては、部門別の損益管理がされることを証する書面）その他の法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに次項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

当該承継金融機関等に係る次に掲げる事項を記載した書面

###### 四

その他法第十四条第三項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

##### ２

法第十四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

令第四条各号に掲げる事項

###### 二

法第十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち当該承継金融機関等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

#### 第二十二条（法第十四条第四項第一号の経営の改善の目標に関する基準）

法第十四条第四項第一号に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

###### 一

経営強化計画を提出した承継金融機関等が合併に係るものである場合

###### 二

経営強化計画を提出した承継金融機関等が合併以外の合併等に係るものである場合

#### 第二十三条（法第十四条第十一項において準用する法第六条の規定による経営強化計画の公表）

金融庁長官及び農林水産大臣は、法第十四条第三項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、同条第十一項において準用する法第六条の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画を提出した承継金融機関等の名称、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第二十一条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

## 第三章　金融組織再編成を行う農水産業協同組合に対する資本の増強に関する特別措置

#### 第二十四条（基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出）

法第十六条第一項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第二号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

###### 二

代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

###### 三

第一号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあっては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

###### 四

経営強化計画に係る金融組織再編成が農業協同組合法、水産業協同組合法又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の規定による認可を必要とするものであるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書面

###### 五

当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該農水産業協同組合が他の農水産業協同組合（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のための申込みをする場合にあっては、当該他の農水産業協同組合において部門別の損益管理がされていること（当該他の農水産業協同組合が新たに設立されるものである場合にあっては、当該他の農水産業協同組合において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをしない場合にあっては令第十二条第二号に掲げる事項を含み、当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合にあっては法第十六条第一項第五号イ及びロ並びに令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 六

経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

###### 七

削除

###### 八

削除

###### 九

当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをするときは、次に掲げる書類

###### 十

その他法第十七条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第二十五条（法第十六条第一項第二号の経営の改善の目標）

法第十六条第一項第二号に規定する主務省令で定める経営の改善の目標は、コア業務純益又はコア業務純益ＲＯＡ及び業務粗利益経費率を指標とする収益性の確保及び業務の効率化とする。

#### 第二十六条（法第十六条第一項第五号イの責任ある経営体制の確立に関する事項）

法第十六条第一項第五号イに規定する主務省令で定めるものは、第五条各号に掲げる事項とする。

#### 第二十七条

削除

#### 第二十八条

削除

#### 第二十九条

削除

#### 第三十条（法第十六条第一項第五号ロの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

法第十六条第一項第五号ロに規定する主務省令で定めるものは、第九条各号に掲げる方策とする。

#### 第三十一条（法第十六条第三項の規定による基本計画提出金融機関等でない農水産業協同組合による経営強化計画の提出）

法第十六条第三項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第三号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

第二十四条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書類

###### 二

当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該経営強化計画を提出する農水産業協同組合が他の農水産業協同組合（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために同条第一項の申込みをする場合にあっては、当該他の農水産業協同組合において部門別の損益管理がされていること（当該他の農水産業協同組合が新たに設立されるものである場合にあっては、当該他の農水産業協同組合において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号及び令第十三条第二号に掲げる事項（当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合にあっては、法第十六条第一項第五号イ並びに令第十三条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをするときは、次に掲げる書類

###### 四

その他法第十七条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第三十二条（法第十七条第一項第一号の経営の改善の目標に関する基準）

法第十七条第一項第一号に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

###### 一

経営強化計画に係る金融組織再編成が合併である場合

###### 二

経営強化計画に係る金融組織再編成が合併以外の特定組織再編成である場合

###### 三

経営強化計画に係る金融組織再編成が事業の一部の譲渡又は譲受けである場合

#### 第三十三条

削除

#### 第三十四条（法第十七条第八項において準用する法第六条の規定による経営強化計画の公表）

金融庁長官及び農林水産大臣は、内閣総理大臣及び農林水産大臣が法第十七条第一項の規定による決定をしたときは、同条第八項において準用する法第六条の規定により、当該決定の日付、当該決定に係る経営強化計画を提出した農水産業協同組合の名称、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第二十四条第一号に掲げる書類（当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをした場合にあっては第二十四条第九号イ及びロ又は第三十一条第三号イ及びロに掲げる書類を含む。）を公表するものとする。

#### 第三十五条（法第十六条第二項の規定による基本計画提出金融機関等でない農水産業協同組合による経営強化計画の提出）

法第十八条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される法第十六条第二項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第三号により作成した経営強化計画に第三十一条各号に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

#### 第三十六条（法第十九条第一項等の規定による経営強化計画の変更）

法第十九条第一項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

###### 一

提出者である農水産業協同組合の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の役職若しくは氏名の変更

###### 二

記載されている指標の数値の見込みから実績への変更及びこれに伴う変更（法第十六条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の数値の変更にあっては、当該目標自体の変更を伴うもの及び当該数値の三十パーセント以上の変更を伴うものを除く。）

###### 三

その他趣旨の変更を伴わない変更

##### ２

法第十九条第一項の規定により変更後の経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

経営強化計画の変更の理由書

###### 二

法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、第二十四条第一号から第三号までに掲げる書類

###### 三

法第十六条第一項第三号に掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、次に掲げる書類

###### 四

法第十六条第一項第四号、第五号イ若しくはロ又は令第十二条各号若しくは令第十三条各号に掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 五

法第十六条第一項第五号ハ又はニに掲げる事項に係る変更であるときは、次に掲げる書類

###### 六

その他法第十九条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

##### ３

法第十九条第一項の規定により提出する変更後の経営強化計画の実施期間の終了の日は、変更前の経営強化計画の実施期間の終了の日とする。

#### 第三十七条（法第十九条第三項第一号等の経営の改善の目標に関する基準）

法第十九条第三項第一号（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める基準は、法第十七条第一項の規定による決定（法第十九条第一項の規定による承認を含む。以下この条において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行う前において経営強化計画の変更をする場合にあっては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとし、法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後において経営強化計画の変更をする場合にあってはコア業務純益が増加し、又はコア業務純益ＲＯＡが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

###### 一

変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が合併である場合

###### 二

変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が合併以外の特定組織再編成である場合

###### 三

変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が事業の一部の譲渡又は譲受けである場合

#### 第三十八条

削除

#### 第三十九条（法第十九条第五項等において準用する法第六条の規定による変更後の経営強化計画の公表）

金融庁長官及び農林水産大臣は、法第十九条第一項の規定による承認をしたときは、同条第五項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の経営強化計画を提出した農水産業協同組合の名称、当該変更後の経営強化計画の内容及び当該変更後の経営強化計画に添付された第三十六条第二項第一号に掲げる書類（法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営計画の変更の承認をした場合にあっては第二十四条第一号に掲げる書類を含み、法第十六条第一項第五号ハ又はニに掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあっては第二十四条第一号及び第三十六条第二項第五号ロに掲げる書類を含む。）を公表するものとする。

#### 第四十条（法第二十条第一項等の規定による経営強化計画の履行状況の報告）

法第二十条第一項（法第二十二条第四項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条第十一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による経営強化計画又は経営計画の履行状況の報告は、報告基準日における当該経営強化計画又は経営計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画又は当該経営計画に記載した各種の指標の動向（法第十六条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末における動向を除く。）について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。

##### ２

金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二十条第一項の規定により経営強化計画又は経営計画の履行状況について報告を受けたときは、同条第三項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った農水産業協同組合の名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

#### 第四十一条（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

法第二十二条第一項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項の規定により提出したもの、法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二条第一項若しくは第二十四条第三項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該農水産業協同組合が当該実施期間内に法第二十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

第二十四条第一号から第三号までに掲げる書類

###### 二

役員の履歴書その他の法第十六条第一項第四号並びに第五号イ及びロ並びに次項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

その他法第二十二条第一項の規定による承認に係る審査のため参考となるべき書類

##### ２

法第二十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項

###### 二

協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を提出する農水産業協同組合を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

#### 第四十二条（法第二十二条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準）

法第二十二条第二項第一号（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ＲＯＡが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

#### 第四十三条（法第二十二条第三項等の規定による経営計画の提出）

法第二十二条第三項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により経営計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画（法第十六条第三項若しくは法第十八条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される法第十六条第二項の規定により提出したもの、法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二条第一項若しくは第二十四条第三項の規定による承認を受けたものをいう。）又は経営計画（法第二十二条第三項又は第二十四条第五項の規定により提出したものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該農水産業協同組合が当該実施期間内に法第二十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

第二十四条第一号に掲げる書類

###### 二

役員の履歴書

##### ２

法第二十二条第三項第四号（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、第五条各号に掲げる事項とする。

##### ３

法第二十二条第三項第五号（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

剰余金の処分の方針

###### 二

財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

###### 三

協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する農水産業協同組合を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

#### 第四十四条（法第二十二条第四項等において準用する法第六条の規定による経営強化計画等の公表）

金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二十二条第一項の規定により経営強化計画の承認をしたとき又は同条第三項の規定により経営計画の提出を受けたときは、同条第四項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該承認又は提出の日付、当該経営強化計画又は経営計画を提出した農水産業協同組合の名称、当該経営強化計画又は経営計画の内容及び当該経営強化計画又は経営計画に添付された第二十四条第一号に掲げる書類を公表するものとする。

#### 第四十五条（法第二十四条第一項の規定による合併等の認可）

法第二十四条第一項の規定による合併等の認可を受けようとする対象組織再編成金融機関等（農水産業協同組合に限る。以下同じ。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書類

###### 三

最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

###### 四

農業協同組合法、水産業協同組合法又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の規定による認可を必要とする合併等であるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書類

###### 五

法第二十四条第二項第一号に掲げる要件に該当することを証する書面

###### 六

合併等に伴う経営強化計画の変更が見込まれる場合における当該変更の概要を記載した書面、合併等に係る承継組織再編成金融機関等がある場合における当該承継組織再編成金融機関等が法第二十四条第三項又は第五項の規定により提出することが見込まれる経営強化計画又は経営計画の概要を記載した書面その他の同条第二項第二号に掲げる要件に該当することを証する書面

###### 七

合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等（当該対象組織再編成金融機関等を発行者とするものに限る。）及び合併等の後において協定銀行が保有する取得貸付債権（当該対象組織再編成金融機関等を債務者とするものに限る。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該取得株式等及び当該取得貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき剰余金をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策（合併等に係る承継組織再編成金融機関等がある場合にあっては、法第二十四条第一項の規定による認可を受けた場合における次条第一項第三号に掲げる事項の概要）を記載した書面その他の法第二十四条第二項第四号に掲げる要件に該当することを証する書面

###### 八

その他法第二十四条第一項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第四十六条（法第二十四条第三項の規定による経営強化計画の提出）

法第二十四条第三項の規定により経営強化計画を提出する承継組織再編成金融機関等（農水産業協同組合に限る。以下同じ。）は、同条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

第二十四条第一号に掲げる書類（当該承継組織再編成金融機関等が合併等により新たに設立された農水産業協同組合である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

###### 二

役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該承継組織再編成金融機関等が合併等により新たに設立される農水産業協同組合である場合にあっては、部門別の損益管理がされることを証する書面）その他の法第十六条第一項第四号、第五号イ及び次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に同条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されている場合にあっては、当該方策を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

当該承継組織再編成金融機関等に係る次に掲げる事項を記載した書面

###### 四

その他法第二十四条第三項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

##### ２

法第二十四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項

###### 二

法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち当該承継組織再編成金融機関等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

#### 第四十七条（法第二十四条第四項第一号の経営の改善の目標に関する基準）

法第二十四条第四項第一号に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

###### 一

経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等が合併に係るものである場合

###### 二

経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等が合併以外の合併等に係るものである場合

#### 第四十八条（法第二十四条第五項の規定による経営計画の提出）

法第二十四条第五項の規定により経営計画を提出する承継組織再編成金融機関等は、同条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

第二十四条第一号に掲げる書類（当該承継組織再編成金融機関等が合併等により新たに設立された農水産業協同組合である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

###### 二

役員の履歴書

###### 三

当該承継組織再編成金融機関等に係る次に掲げる事項を記載した書面

##### ２

法第二十四条第五項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

第四十三条第三項第一号及び第二号に掲げる事項

###### 二

法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち当該承継組織再編成金融機関等を発行者又は債務者とするものの額及び内容

#### 第四十九条（法第二十四条第十一項において準用する法第六条の規定による経営強化計画等の公表）

金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二十四条第三項の規定により経営強化計画の承認をしたとき又は同条第五項の規定により経営計画の提出を受けたときは、同条第十一項において準用する法第六条の規定により、当該承認又は提出の日付、当該経営強化計画又は経営計画を提出した承継組織再編成金融機関等の名称、当該経営強化計画又は経営計画の内容及び当該経営強化計画又は経営計画に添付された第四十六条第一項第一号又は前条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

## 第四章　農林中央金庫に対する資本の増強に関する特別措置

#### 第五十条（協同組織金融機能強化方針等の提出）

法第三十四条の三第一項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに法第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面（以下この条において「申込額書面」という。）を提出する農林中央金庫は、別紙様式第五号により作成した協同組織金融機能強化方針及び別紙様式第六号により作成した申込額書面に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

法第三十四条の二の申込みの理由書

###### 二

提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

###### 三

代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

###### 四

第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあっては、当該貸借対照表等につき公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士若しくは監査法人と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けたことを証する書類）

###### 五

役員の履歴書、農林中央金庫において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法第三十四条の三第一項第二号及び令第三十条の二各号に掲げる事項並びに同項第三号に規定する経営指導の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 六

当該申込みに係る優先出資の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

###### 七

法第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該優先出資及び当該貸付債権に係る借入金につき優先出資処分（剰余金をもってする優先出資の消却をいう。）、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策を記載した書面その他の同項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

###### 八

その他法第三十四条の四第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第五十一条（法第三十四条の三第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項）

法第三十四条の三第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策に関する事項とする。

###### 一

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針

###### 二

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

###### 三

その他地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

#### 第五十二条（法第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項）

法第三十四条の三第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

###### 一

農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項

###### 二

農水産業協同組合等に対して行う特定支援以外の財政上の支援を、協定銀行による優先出資の引受け等が行われなかったとした場合であっても行うことができる範囲内のものとするための体制に関する事項

#### 第五十三条（法第三十四条の三第一項第五号の責任ある経営体制の確立に関する事項）

法第三十四条の三第一項第五号に規定する主務省令で定めるものは、第五条各号に掲げる事項とする。

#### 第五十四条（法第三十四条の二の申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項）

令第三十条の二第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

###### 一

農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合において、法第三十四条の二の申込みに係る資金が信用事業（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第三項に規定する信用事業をいう。次号において同じ。）のみに充てられることについて適切に審査するための体制に関する事項

###### 二

特別関係協同組織金融機関等に対し、次に掲げる措置その他の特定支援に係る資金（以下この号において「対象資金」という。）が信用事業のみに充てられることを確保するために必要な措置を講ずるための体制に関する事項

#### 第五十五条（特定支援）

法第三十四条の三第三項に規定する主務省令で定める支援は、優先出資の引受け等とする。

#### 第五十六条（法第三十四条の五の規定による協同組織金融機能強化方針の公表）

金融庁長官及び農林水産大臣は、内閣総理大臣及び農林水産大臣が法第三十四条の四第一項の規定による決定をしたときは、法第三十四条の五の規定により、当該決定の日付、農林中央金庫の名称、当該協同組織金融機能強化方針の内容並びに当該協同組織金融機能強化方針に添付された第五十条第一号及び第二号に掲げる書類を公表するものとする。

#### 第五十七条（法第三十四条の七第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の変更）

法第三十四条の七第一項に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

###### 一

提出者である農林中央金庫の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の役職若しくは氏名の変更

###### 二

その他趣旨の変更を伴わない変更

##### ２

法第三十四条の七第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針を提出する農林中央金庫は、当該変更後の協同組織金融機能強化方針に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

協同組織金融機能強化方針の変更の理由書

###### 二

法第三十四条の三第一項第二号又は令第三十条の二各号に掲げる事項の変更に係る協同組織金融機能強化方針の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

その他法第三十四条の七第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第五十八条（法第三十四条の七第三項において準用する法第三十四条の五の規定による変更後の協同組織金融機能強化方針の公表）

金融庁長官及び農林水産大臣は、法第三十四条の七第一項の規定による承認をしたときは、同条第三項において準用する法第三十四条の五の規定により、当該承認の日付、農林中央金庫の名称、当該変更後の協同組織金融機能強化方針の内容及び当該変更後の協同組織金融機能強化方針に添付された前条第二項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

#### 第五十九条（法第三十四条の八第一項の規定による協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況等の報告）

法第三十四条の八第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第三十三条の規定による農林中央金庫の要請を受けて同条の指定支援法人が特別関係協同組織金融機関等から取得した優先出資又は貸付債権の額及びその内容

###### 二

前号に規定する優先出資又は貸付債権の処分、償還又は返済の状況

##### ２

法第三十四条の八第一項の規定による報告は、報告基準日における同項各号に掲げる事項について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。

##### ３

金融庁長官及び農林水産大臣は、法第三十四条の八第一項の規定により同項各号に掲げる事項について報告を受けたときは、同条第二項において準用する法第三十四条の五の規定により、当該報告に係る報告基準日、農林中央金庫の名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

## 第五章　雑則

#### 第六十条（経由官庁）

農水産業協同組合は、法又はこの命令の規定により内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出する書類のうち内閣総理大臣に提出するものを、金融庁長官を経由して提出しなければならない。

##### ２

農水産業協同組合は、法（これに基づく命令を含む。）の規定により金融庁長官に書類を提出するとき（金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出するときを除く。）は、当該農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあっては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあっては当該財務事務所長又は出張所長とする。次条において同じ。）を経由して提出しなければならない。

#### 第六十一条（予備審査）

農水産業協同組合は、法の規定による決定、承認又は認可の申請をしようとするときは、当該決定、承認又は認可の申請をする際に金融庁長官等（金融庁長官、財務局長、福岡財務支局長又は農林水産大臣をいう。以下この条において同じ。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この命令は、法の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

#### 第二条（震災特例金融機関等による経営強化計画の提出）

法附則第八条第一項の規定により経営強化計画を提出する震災特例金融機関等（同項に規定する震災特例金融機関等をいい、農水産業協同組合に限る。以下同じ。）は、別紙様式第七号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

法附則第八条第一項の申込みの理由書（当該震災特例金融機関等における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

###### 二

提出の日前六月以内（震災特例金融機関等（農林中央金庫を除く。）が経営強化計画を提出する場合にあっては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

###### 三

代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

###### 四

第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあっては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

###### 五

役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法附則第八条第一項第二号及び令附則第二条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 六

法附則第八条第一項の申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

###### 七

法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（当該優先出資について分割された優先出資を含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第十号に掲げる要件に該当することを証する書類

###### 八

その他法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第三条（法附則第八条第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

法附則第八条第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

###### 一

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

###### 二

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

###### 三

被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災（法附則第八条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）からの復興に資する方策

###### 四

その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

#### 第四条（震災特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

法附則第八条第三項の規定により法第二章（第五条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第二章の規定の適用については、第二十条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき剰余金をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第二十一条第一項第二号中「法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに」とあるのは「法第四条第一項第七号及び」と、同項第三号中「次に掲げる」とあるのは「イに掲げる」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」とする。

#### 第五条（震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う農水産業協同組合による経営強化計画の提出）

法附則第九条第一項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第八号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

提出の日前六月以内（農水産業協同組合（農林中央金庫を除く。）が経営強化計画を提出する場合にあっては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

###### 二

代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

###### 三

第一号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあっては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

###### 四

経営強化計画に係る金融組織再編成が農業協同組合法、水産業協同組合法又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の規定による認可を必要とするものであるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書面

###### 五

当該農水産業協同組合が法附則第九条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該農水産業協同組合が新たに設立される他の農水産業協同組合の自己資本の充実のための申込みをする場合にあっては、当該他の農水産業協同組合において損益管理がされることを証する書面）その他の当該経営強化計画を提出する農水産業協同組合が同項の申込みをしない場合における同項第四号に掲げる事項又は当該農水産業協同組合が同項の申込みをする場合における同項第三号イ並びに令附則第四条第二号イ及びロに掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 六

経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

###### 七

当該農水産業協同組合が法附則第九条第一項の申込みをするときは、次に掲げる書類

###### 八

その他法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第六条（法附則第九条第一項第三号イの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

法附則第九条第一項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

###### 一

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関（法附則第九条第一項第三号イに規定する業務実施金融機関をいう。）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針

###### 二

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

###### 三

被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

###### 四

その他主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

#### 第七条（法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項の規定による経営強化計画の提出）

法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項

###### 二

法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する法第二十条第二項に規定する取得株式等及び同条第一項に規定する取得貸付債権のうち当該承継組織再編成金融機関等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

#### 第八条（震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

法附則第九条第三項の規定により法第三章（第十七条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第三章の規定の適用については、第四十五条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき剰余金をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第四十六条第一項第二号中「法第十六条第一項第四号、第五号イ及び次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に同条第一項第五号ロ」とあるのは「次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に法第十六条第一項第五号ロ」と、同項第三号中「次に掲げる」とあるのは「イに掲げる」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」とする。

#### 第九条（法附則第二十二条第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の提出）

法附則第二十二条第一項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する農林中央金庫は、別紙様式第九号により作成した協同組織金融機能強化方針に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

法第三十四条の二の申込みの理由書

###### 二

提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

###### 三

代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

###### 四

第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあっては、当該貸借対照表等につき公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士若しくは監査法人と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けたことを証する書類）

###### 五

役員の履歴書、農林中央金庫において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法附則第二十二条第一項第一号及び令附則第十三条各号に掲げる事項並びに同項第二号に規定する経営指導の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 六

当該申込みに係る優先出資の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

###### 七

法附則第二十二条第三項の規定により適用される法第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

###### 八

その他法附則第二十二条第三項の規定により適用される法第三十四条の四第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第十条（法附則第二十二条第一項第一号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項）

法附則第二十二条第一項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策に関する事項とする。

###### 一

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針

###### 二

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

###### 三

被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

###### 四

その他地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

#### 第十一条（法附則第二十二条第一項第三号の資金を有効に活用するための体制に関する事項）

法附則第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

###### 一

農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項

###### 二

農水産業協同組合等に対して行う特定支援以外の財政上の支援を、協定銀行による優先出資の引受け等が行われなかったとした場合であっても行うことができる範囲内のものとするための体制に関する事項

#### 第十二条（令附則第十三条第三号の資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項）

令附則第十三条第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

###### 一

農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合において、法第三十四条の二の申込みに係る資金が信用事業（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第三項に規定する信用事業をいう。次号において同じ。）のみに充てられることについて適切に審査するための体制に関する事項

###### 二

特別関係協同組織金融機関等（法附則第二十二条第二項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。）に対し、次に掲げる措置その他の特定支援に係る資金（以下この号において「対象資金」という。）が信用事業のみに充てられることを確保するために必要な措置を講ずるための体制に関する事項

#### 第十三条（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等による経営強化計画の提出）

法附則第二十六条第一項の規定により経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等（同項に規定する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等をいい、農水産業協同組合に限る。以下同じ。）は、別紙様式第十号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

法附則第二十六条第一項の申込みの理由書（当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等における新型コロナウイルス感染症等（同項に規定する新型コロナウイルス感染症等をいう。以下同じ。）の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

###### 二

提出の日前六月以内（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等（農林中央金庫を除く。）が経営強化計画を提出する場合にあっては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

###### 三

代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

###### 四

第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあっては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

###### 五

役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法附則第二十六条第一項第二号及び令附則第十四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 六

法附則第二十六条第一項の申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

###### 七

法附則第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（当該優先出資について分割された優先出資を含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第十号に掲げる要件に該当することを証する書類

###### 八

その他法附則第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第十四条（法附則第二十六条第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

法附則第二十六条第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

###### 一

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

###### 二

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

###### 三

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

###### 四

その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

#### 第十五条（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

法附則第二十六条第三項の規定により法第二章（第五条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第二章の規定の適用については、第二十条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき剰余金をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第二十一条第一項第二号中「法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに」とあるのは「法第四条第一項第七号及び」と、同項第三号中「次に掲げる」とあるのは「イに掲げる」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」とする。

#### 第十六条（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う農水産業協同組合による経営強化計画の提出）

法附則第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第十一号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

提出の日前六月以内（農水産業協同組合（農林中央金庫を除く。）が経営強化計画を提出する場合にあっては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

###### 二

代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

###### 三

第一号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあっては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

###### 四

経営強化計画に係る金融組織再編成が農業協同組合法、水産業協同組合法又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の規定による認可を必要とするものであるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書面

###### 五

当該農水産業協同組合が法附則第二十七条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該農水産業協同組合が新たに設立される他の農水産業協同組合の自己資本の充実のための申込みをする場合にあっては、当該他の農水産業協同組合において損益管理がされることを証する書面）その他の当該経営強化計画を提出する農水産業協同組合が同項の申込みをしない場合における同項第四号に掲げる事項又は当該農水産業協同組合が同項の申込みをする場合における同項第三号イ並びに令附則第十六条第二号イ及びロに掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 六

経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

###### 七

当該農水産業協同組合が法附則第二十七条第一項の申込みをするときは、次に掲げる書類

###### 八

その他法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第十七条（法附則第二十七条第一項第三号イの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

法附則第二十七条第一項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

###### 一

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関（法附則第二十七条第一項第三号イに規定する業務実施金融機関をいう。）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針

###### 二

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

###### 三

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

###### 四

その他主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

#### 第十八条（法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項の規定による経営強化計画の提出）

法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項

###### 二

法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する法第二十条第二項に規定する取得株式等及び同条第一項に規定する取得貸付債権のうち当該承継組織再編成金融機関等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

#### 第十九条（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

法附則第二十七条第三項の規定により法第三章（第十七条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第三章の規定の適用については、第四十五条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき剰余金をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第四十六条第一項第二号中「法第十六条第一項第四号、第五号イ及び次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に同条第一項第五号ロ」とあるのは「次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に法第十六条第一項第五号ロ」と、同項第三号中「次に掲げる」とあるのは「イに掲げる」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」とする。

#### 第二十条（法附則第二十九条第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の提出）

法附則第二十九条第一項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する農林中央金庫は、別紙様式第十二号により作成した協同組織金融機能強化方針に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

法第三十四条の二の申込みの理由書

###### 二

提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

###### 三

代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

###### 四

第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあっては、当該貸借対照表等につき公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士若しくは監査法人と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けたことを証する書類）

###### 五

役員の履歴書、農林中央金庫において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法附則第二十九条第一項第一号及び令附則第二十一条各号に掲げる事項並びに同項第二号に規定する経営指導の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 六

当該申込みに係る優先出資の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

###### 七

法附則第二十九条第三項の規定により適用される法第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

###### 八

その他法附則第二十九条第三項の規定により適用される法第三十四条の四第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第二十一条（法附則第二十九条第一項第一号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項）

法附則第二十九条第一項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策に関する事項とする。

###### 一

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針

###### 二

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

###### 三

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

###### 四

その他地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

#### 第二十二条（法附則第二十九条第一項第三号の資金を有効に活用するための体制に関する事項）

法附則第二十九条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

###### 一

農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項

###### 二

農水産業協同組合等に対して行う特定支援以外の財政上の支援を、協定銀行による優先出資の引受け等が行われなかったとした場合であっても行うことができる範囲内のものとするための体制に関する事項

#### 第二十三条（令附則第二十一条第三号の資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項）

令附則第二十一条第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

###### 一

農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合において、法第三十四条の二の申込みに係る資金が信用事業（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第三項に規定する信用事業をいう。次号において同じ。）のみに充てられることについて適切に審査するための体制に関する事項

###### 二

特別関係協同組織金融機関等（法附則第二十九条第二項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。）に対し、次に掲げる措置その他の特定支援に係る資金（以下この号において「対象資金」という。）が信用事業のみに充てられることを確保するために必要な措置を講ずるための体制に関する事項

# 附　則（平成一七年三月二九日内閣府・農林水産省令第二号）

この命令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年四月二八日内閣府・農林水産省令第一〇号）

この命令は、平成十八年五月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年二月二八日内閣府・農林水産省令第三号）

この命令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一二月一六日内閣府・農林水産省令第一四号）

この命令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十二月十七日）から施行する。

# 附　則（平成二三年七月二六日内閣府・農林水産省令第四号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年七月二十七日）から施行する。

#### 第二条（資本参加金融機関等による第九条第一項計画の提出）

改正法附則第二条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出する経営強化計画（法第四条第一項に規定する経営強化計画をいう。以下同じ。）に代えて改正法附則第二条第一項に規定する第九条第一項計画（以下この条において「第九条第一項計画」という。）を提出する資本参加金融機関等（同項に規定する資本参加金融機関等をいい、農水産業協同組合（この命令による改正後の農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（以下「命令」という。）第一条第二項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）は、当該第九条第一項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

第九条第一項計画の提出の理由書（当該資本参加金融機関等における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

###### 二

役員の履歴書（命令第三条第一項第五号に規定する役員の履歴書をいう。以下同じ。）その他の法附則第八条第一項第二号又は金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百二十八号）による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（以下「令」という。）附則第二条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

その他改正法附則第二条第三項の規定により法附則第八条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第九条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第三条（資本参加金融機関等による第十二条第一項計画の提出）

改正法附則第二条第一項の規定により法第十二条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第二条第一項に規定する第十二条第一項計画（以下この条において「第十二条第一項計画」という。）を提出する資本参加金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、命令別紙様式第七号に準じて作成した第十二条第一項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

命令附則第二条第二号から第四号までに掲げる書類

###### 二

役員の履歴書その他の法附則第八条第一項第二号及び令第四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

その他改正法附則第二条第三項の規定により法附則第八条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第十二条第一項の規定による承認に係る審査のため参考となるべき書類

#### 第四条（資本参加金融機関等による第十四条第三項計画の提出）

改正法附則第二条第一項の規定により法第十四条第三項の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第二条第一項に規定する第十四条第三項計画（以下この条において「第十四条第三項計画」という。）を提出する承継金融機関等（法第十四条第二項第一号に規定する承継金融機関等をいう。以下同じ。）である資本参加金融機関等は、法第十四条第一項の規定による認可を受けた合併等（同項に規定する合併等をいう。以下同じ。）の日から一月以内に、当該第十四条第三項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

命令附則第二条第二号に掲げる書類（当該承継金融機関等である資本参加金融機関等が合併等により新たに設立された農水産業協同組合である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

###### 二

役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該承継金融機関等である資本参加金融機関等が合併等により新たに設立される農水産業協同組合である場合にあっては、部門別の損益管理がされることを証する書面）その他の法附則第八条第一項第二号及び令第四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

当該承継金融機関等である資本参加金融機関等に係る法第十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行（法第五条第一項第十号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。）が保有する取得株式等（法第十条第二項に規定する取得株式等をいい、当該承継金融機関等である資本参加金融機関等を発行者とするものに限る。）及び法第十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得貸付債権（法第十条第一項に規定する取得貸付債権をいい、当該承継金融機関等である資本参加金融機関等を債務者とするものに限る。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該取得株式等及び当該取得貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面

###### 四

その他改正法附則第二条第三項の規定により法附則第八条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第十四条第三項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第五条（資本参加組織再編成金融機関等による第十九条第一項計画の提出）

改正法附則第三条第一項の規定により法第十九条第一項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第三条第一項に規定する第十九条第一項計画（以下この条において「第十九条第一項計画」という。）を提出する資本参加組織再編成金融機関等（同項に規定する資本参加組織再編成金融機関等をいい、農水産業協同組合に限る。以下同じ。）は、当該第十九条第一項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

第十九条第一項計画の提出の理由書（当該資本参加組織再編成金融機関等における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

###### 二

法第十六条第一項第三号に掲げる事項の変更に係る第十九条第一項計画の提出であるときは、次に掲げる書類

###### 三

役員の履歴書その他の法附則第九条第一項第三号イ若しくは第四号又は令附則第四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 四

法第十六条第一項第五号ハ又はニに掲げる事項に係る変更であるときは、次に掲げる書類

###### 五

その他改正法附則第三条第三項の規定により法附則第九条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第十九条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第六条（資本参加組織再編成金融機関等による第二十二条第一項計画の提出）

改正法附則第三条第一項の規定により法第二十二条第一項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第三条第一項に規定する第二十二条第一項計画（以下この条において「第二十二条第一項計画」という。）を提出する資本参加組織再編成金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項の規定により提出したもの、法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二条第一項若しくは第二十四条第三項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、命令別紙様式第八号に準じて作成した第二十二条第一項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

命令附則第五条第一号から第三号までに掲げる書類

###### 二

役員の履歴書その他の法附則第九条第一項第三号イ並びに令附則第四条第二号イ及びロに掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

その他改正法附則第三条第三項の規定により法附則第九条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第二十二条第一項の規定による承認に係る審査のため参考となるべき書類

#### 第七条（資本参加組織再編成金融機関等による第二十四条第三項計画の提出）

改正法附則第三条第一項の規定により法第二十四条第三項の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第三条第一項に規定する第二十四条第三項計画（以下この条において「第二十四条第三項計画」という。）を提出する承継組織再編成金融機関等（法第二十四条第二項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等をいう。以下同じ。）である資本参加組織再編成金融機関等は、法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該第二十四条第三項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

命令附則第五条第一号に掲げる書類（当該承継組織再編成金融機関等である資本参加組織再編成金融機関等が合併等により新たに設立された農水産業協同組合である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

###### 二

役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該承継組織再編成金融機関等が合併等により新たに設立される農水産業協同組合である場合にあっては、部門別の損益管理がされることを証する書面）その他の令附則第四条第二号イ及びロに掲げる事項（当該第二十四条第三項計画に法附則第九条第一項第三号イに掲げる方策が記載されている場合にあっては、当該方策を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

当該承継組織再編成金融機関等である資本参加組織再編成金融機関等に係る法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等（法第二十条第二項に規定する取得株式等をいい、当該承継組織再編成金融機関等である資本参加組織再編成金融機関等を発行者とするものに限る。）及び法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得貸付債権（法第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいい、当該承継組織再編成金融機関等である資本参加組織再編成金融機関等を債務者とするものに限る。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該取得株式等及び当該取得貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面

###### 四

その他改正法附則第三条第三項の規定により法附則第九条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第二十四条第三項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

# 附　則（平成二四年八月七日内閣府・農林水産省令第一〇号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この命令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を経過する日までの間における第一条の規定による改正後の農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令第五条第一項第一号イ及びロの規定並びに第二条の規定による改正後の農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第十一条第一項第一号イ及びロの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

# 附　則（平成二六年三月五日内閣府・農林水産省令第二号）

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

# 附　則（平成二七年三月三〇日内閣府・農林水産省令第四号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年四月二八日内閣府・農林水産省令第五号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この命令の施行の際現にこの命令による改正前の農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項に規定する者に該当する者を監事に選任している農林中央金庫、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の監事については、この命令の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、この命令による改正後の農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附　則（平成二七年一一月二六日内閣府・農林水産省令第八号）

この命令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

# 附　則（平成二八年一月二九日内閣府・農林水産省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 第三条（農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

この命令の施行の日前に作成された第六条の規定による改正前の農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第一項第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき改正法第一条の規定による改正前の農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十七条の二第一項に規定する全国中央会の監査証明を受けたことを証する書類については、なお従前の例による。

##### ２

改正法附則第七条第一項の規定によりなお従前の例により改正法附則第二十一条に規定する存続全国中央会（以下この項において「存続全国中央会」という。）の監査を受ける農業協同組合連合会が第六条の規定による改正後の農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第一項、第二十四条、附則第二条又は附則第五条の規定により経営強化計画を提出する場合における同令第三条第一項第四号、第二十四条第三号、附則第二条第四号及び附則第五条第三号の規定の適用については、存続全国中央会は、同令第三条第一項第四号に規定する公認会計士等とみなす。

# 附　則（平成三一年三月一五日内閣府・農林水産省令第二号）

この命令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

# 附　則（令和元年六月二一日内閣府・農林水産省令第二号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附　則（令和二年八月七日内閣府・農林水産省令第一二号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年八月十四日）から施行する。

#### 第二条（資本参加金融機関等による第九条第一項計画の提出）

改正法附則第二条第一項の規定により改正法による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号。以下「法」という。）第九条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出する経営強化計画（法第四条第一項に規定する経営強化計画をいう。以下同じ。）に代えて改正法附則第二条第一項に規定する第九条第一項計画（以下この条において「第九条第一項計画」という。）を提出する資本参加金融機関等（同項に規定する資本参加金融機関等をいい、農水産業協同組合（この命令による改正後の農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（以下「命令」という。）第一条第二項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に限る。次条及び附則第四条において同じ。）は、当該第九条第一項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

第九条第一項計画の提出の理由書（当該資本参加金融機関等における新型コロナウイルス感染症等（命令附則第十三条第一号に規定する新型コロナウイルス感染症等をいう。附則第五条において同じ。）の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

###### 二

役員の履歴書（命令第三条第一項第五号に規定する役員の履歴書をいう。以下同じ。）その他の法附則第二十六条第一項第二号又は金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百四十二号）による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）附則第十四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

その他改正法附則第二条第三項の規定により法附則第二十六条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第九条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第三条（資本参加金融機関等による第十二条第一項計画の提出）

改正法附則第二条第一項の規定により法第十二条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第二条第一項に規定する第十二条第一項計画（以下この条において「第十二条第一項計画」という。）を提出する資本参加金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、命令別紙様式第十号に準じて作成した第十二条第一項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

命令附則第十三条第二号から第四号までに掲げる書類

###### 二

役員の履歴書その他の法附則第二十六条第一項第二号及び令第四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

その他改正法附則第二条第三項の規定により法附則第二十六条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第十二条第一項の規定による承認に係る審査のため参考となるべき書類

#### 第四条（資本参加金融機関等による第十四条第三項計画の提出）

改正法附則第二条第一項の規定により法第十四条第三項の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第二条第一項に規定する第十四条第三項計画を提出する承継金融機関等（法第十四条第二項第一号に規定する承継金融機関等をいう。）である資本参加金融機関等は、法第十四条第一項の規定による認可を受けた合併等（同項に規定する合併等をいう。以下この条及び附則第七条において同じ。）の日から一月以内に、当該第十四条第三項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

命令附則第十三条第二号に掲げる書類（当該承継金融機関等である資本参加金融機関等が合併等により新たに設立された農水産業協同組合である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

###### 二

役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該承継金融機関等である資本参加金融機関等が合併等により新たに設立される農水産業協同組合である場合にあっては、部門別の損益管理がされることを証する書面）その他の法附則第二十六条第一項第二号及び令第四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

当該承継金融機関等である資本参加金融機関等に係る法第十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行（法第五条第一項第十号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。）が保有する取得株式等（法第十条第二項に規定する取得株式等をいい、当該承継金融機関等である資本参加金融機関等を発行者とするものに限る。）及び法第十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得貸付債権（法第十条第一項に規定する取得貸付債権をいい、当該承継金融機関等である資本参加金融機関等を債務者とするものに限る。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該取得株式等及び当該取得貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面

###### 四

その他改正法附則第二条第三項の規定により法附則第二十六条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第十四条第三項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第五条（資本参加組織再編成金融機関等による第十九条第一項計画の提出）

改正法附則第三条第一項の規定により法第十九条第一項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第三条第一項に規定する第十九条第一項計画（以下この条において「第十九条第一項計画」という。）を提出する資本参加組織再編成金融機関等（同項に規定する資本参加組織再編成金融機関等をいい、農水産業協同組合に限る。次条及び附則第七条において同じ。）は、当該第十九条第一項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

第十九条第一項計画の提出の理由書（当該資本参加組織再編成金融機関等における新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

###### 二

法第十六条第一項第三号に掲げる事項の変更に係る第十九条第一項計画の提出であるときは、次に掲げる書類

###### 三

役員の履歴書その他の法附則第二十七条第一項第三号イ若しくは第四号又は令附則第十六条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 四

法第十六条第一項第五号ハ又はニに掲げる事項に係る変更であるときは、次に掲げる書類

###### 五

その他改正法附則第三条第三項の規定により法附則第二十七条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第十九条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第六条（資本参加組織再編成金融機関等による第二十二条第一項計画の提出）

改正法附則第三条第一項の規定により法第二十二条第一項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第三条第一項に規定する第二十二条第一項計画（以下この条において「第二十二条第一項計画」という。）を提出する資本参加組織再編成金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項の規定により提出したもの、法第十九条第一項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二条第一項若しくは第二十四条第三項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、命令別紙様式第十一号に準じて作成した第二十二条第一項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

命令附則第十六条第一号から第三号までに掲げる書類

###### 二

役員の履歴書その他の法附則第二十七条第一項第三号イ並びに令附則第十六条第二号イ及びロに掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

その他改正法附則第三条第三項の規定により法附則第二十七条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第二十二条第一項の規定による承認に係る審査のため参考となるべき書類

#### 第七条（資本参加組織再編成金融機関等による第二十四条第三項計画の提出）

改正法附則第三条第一項の規定により法第二十四条第三項の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第三条第一項に規定する第二十四条第三項計画を提出する承継組織再編成金融機関等（法第二十四条第二項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等をいう。）である資本参加組織再編成金融機関等は、法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該第二十四条第三項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

命令附則第十六条第一号に掲げる書類（当該承継組織再編成金融機関等である資本参加組織再編成金融機関等が合併等により新たに設立された農水産業協同組合である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

###### 二

役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該承継組織再編成金融機関等が合併等により新たに設立される農水産業協同組合である場合にあっては、部門別の損益管理がされることを証する書面）その他の令附則第十六条第二号イ及びロに掲げる事項（当該第二十四条第三項計画に法附則第二十七条第一項第三号イに掲げる方策が記載されている場合にあっては、当該方策を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

当該承継組織再編成金融機関等である資本参加組織再編成金融機関等に係る法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等（法第二十条第二項に規定する取得株式等をいい、当該承継組織再編成金融機関等である資本参加組織再編成金融機関等を発行者とするものに限る。）及び法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得貸付債権（法第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいい、当該承継組織再編成金融機関等である資本参加組織再編成金融機関等を債務者とするものに限る。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該取得株式等及び当該取得貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面

###### 四

その他改正法附則第三条第三項の規定により法附則第二十七条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第二十四条第三項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

#### 第八条（協同組織中央金融機関等による第三十四条の七第一項方針の提出）

改正法附則第五条第一項の規定により法第三十四条の七第一項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針に代えて改正法附則第五条第一項に規定する第三十四条の七第一項方針（以下この条において「第三十四条の七第一項方針」という。）を提出する協同組織中央金融機関等（改正法附則第五条第一項に規定する協同組織中央金融機関等をいい、農林中央金庫に限る。）は、当該第三十四条の七第一項方針に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

###### 一

第三十四条の七第一項方針の提出の理由書

###### 二

役員の履歴書その他の法附則第二十九条第一項第一号又は令附則第二十一条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

###### 三

その他改正法附則第五条第三項の規定により法附則第二十九条第三項の規定が適用される協同組織金融機能強化方針に係る法第三十四条の七第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

# 附　則（令和二年一二月一日内閣府・農林水産省令第一六号）

この命令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。